

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたこれまでの取り組み状況

2020年6月1日（月）9:00時点

■面会禁止の実施

[実施] 2月25日（火）～6月1日（月）より一部緩和

※2月21日（金）面会制限 → 2月25日（火）面会禁止

①お見舞い・面会禁止 ②患者様・ご利用者の外出・外泊禁止

■スタッフ全員を対象とした、出勤日毎日の体調確認

[実施] 3月1日（日）～継続中

体温測定結果等は所定の体調管理表に記録し、所属長が管理しております。なお、37.5℃以上の発熱や呼吸器症状（のどの痛み、咳、鼻水、だるさなどといった症状）がある場合は、新型コロナウイルス感染症の診断がつかなくても自宅待機しております。

■国内外の旅行の禁止

[実施] 3月12日（木）～継続中

医療機関として私生活においても最大限感染拡大を予防する意味から禁止。また業務上では出張、及び外勤（法人事業所外での勤務）も原則禁止。

■1日3回以上の換気

[実施] 3月19日（木）～継続中

各施設で徹底し、その旨を館内放送でもアナウンスしております。

■シャトルバスの環境衛生の徹底

[実施] 4月2日（木）～継続中

1日2回全座席を環境清拭ワイプ（クリネル）で拭き上げ、換気のため窓を開けて運行します。

■大原井出ゾーン施設における

通所サービス利用者の利用エリア制限

[実施] 4月6日(月)～継続中

特別養護老人ホーム 大原ホーム デイサービスセンター、介護老人保健施設 博寿苑 通所リハビリテーション利用者と、施設内入所者が同一空間に混在することを回避するため導線に制限を設けます。

■シャトルバスの減便

[実施] 4月9日(木)～継続中

上記環境衛生を一層徹底するため、一部欠便して運行いたします。また引き続き、換気のため窓を開けて運行します。

■体調管理における自宅待機の基準を厳格化

[実施] 4月18日(土)～継続中

感染拡大予防に向けて一層院内の意識を強化する意味合いからスタッフの体調管理(体温測定)における、自宅待機の基準を厳格化します。従来「37.5℃以上」としていたところを、今後「37.0℃以上」とします。そのほか、呼吸器症状(のどの痛み、咳、鼻水、だるさなどといった症状)がある場合も引き続き自宅待機といたします。

■介護老人保健施設 博寿苑内 一部エリアの通行制限の実施

[実施] 5月7日(木)～5月13日(水)解除

入所を担当する介護職員の家族に新型コロナウイルス感染が確認(京都市報道発表資料)されたことから、一部エリアに通行制限を実施しております。なお、同職員は、家族が発熱した翌日の4月29日(木)より「自宅待機」としております。また家族の感染が確認された5月5日(火)には、本人もPCR検査を受け、翌5月6日(水)「陰性」と確認されました。大事をとって同職員(現在自宅待機中)が関わったエリアについて通行制限を設けております。また、ご利用者の体調確認を一層こまめに実施しております。詳細はこちらでご案内しております。

[追記] 博寿苑内 一部エリアの通行制限は5月13日(水)をもって「解除」いたしました。